

広島県選挙管理委員会告示第七十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和四年七月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	医療法人健心会 福 山リハビリテーション病院	福山市明神町二丁目 15番41号	名称	医療法人社団生和会 福 山リハビリテーション病院